

寝屋川市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(平成 16 年 12 月 28 日条例第 22 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 17 の規定に基づき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する契約（以下「長期継続契約」という。）を締結することができる契約を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 政令第 167 条の 17 に規定する条例で定める契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務機器に関する賃貸借契約
- (2) 施設の機械警備、清掃、保守点検等施設の維持管理に関する委託契約
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、長期継続契約を締結しなければ当該契約に関する事務の取扱いに支障を及ぼす契約

附 則

この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。